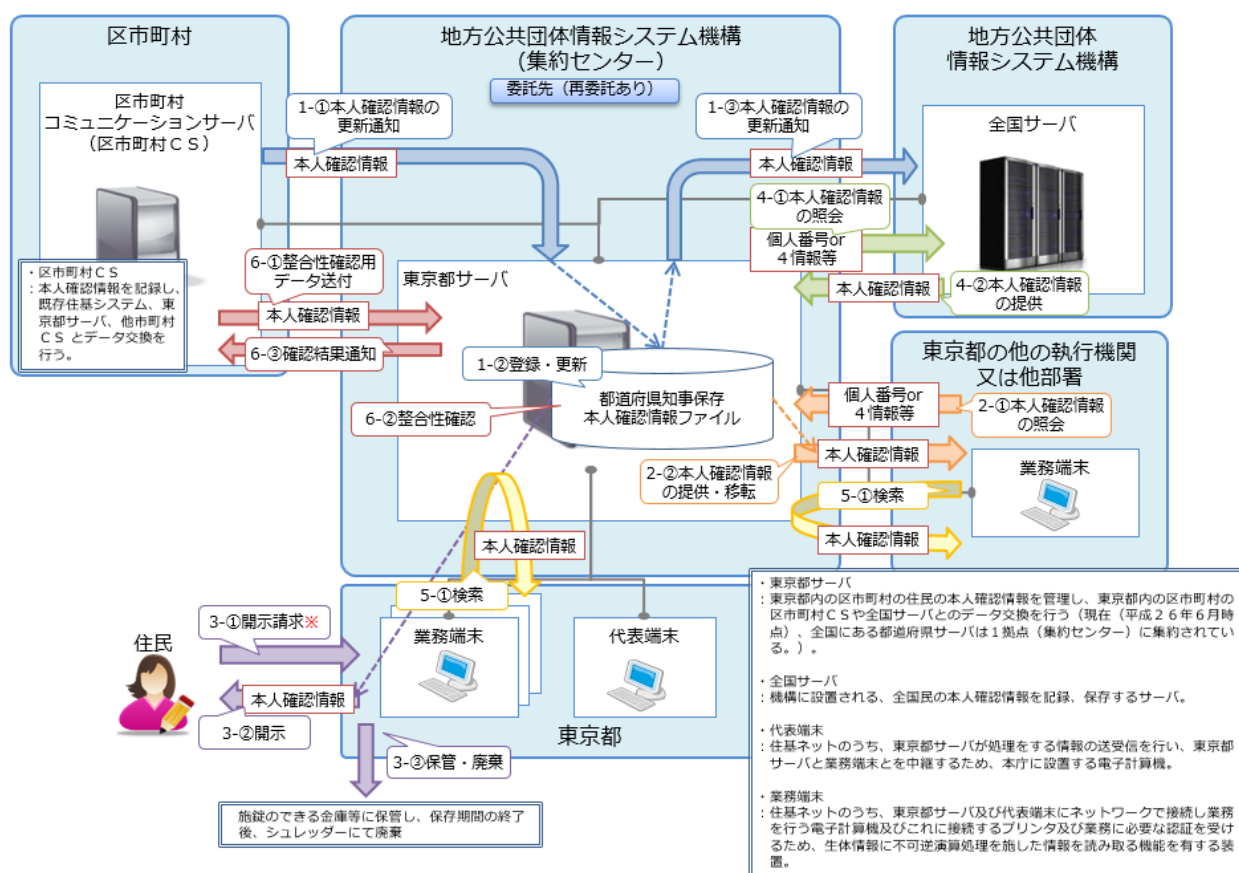


(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

1-①.区市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、区市町村C Sを通じて東京都サーバに通知する。

1-②.東京都サーバにおいて、区市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。

1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 東京都の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①.東京都の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。

2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※東京都の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、東京都知事（所管部署：総務局）において、東京都サーバの代表端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。

（注1）東京都の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に東京都サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。

3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

3-③.施錠のできる金庫等に保管し、保存期間の終了後、シュレッダーにて廃棄する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。

4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

6-①. 区市町村C Sより、東京都サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。

6-②. 東京都サーバにおいて、区市町村C Sより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

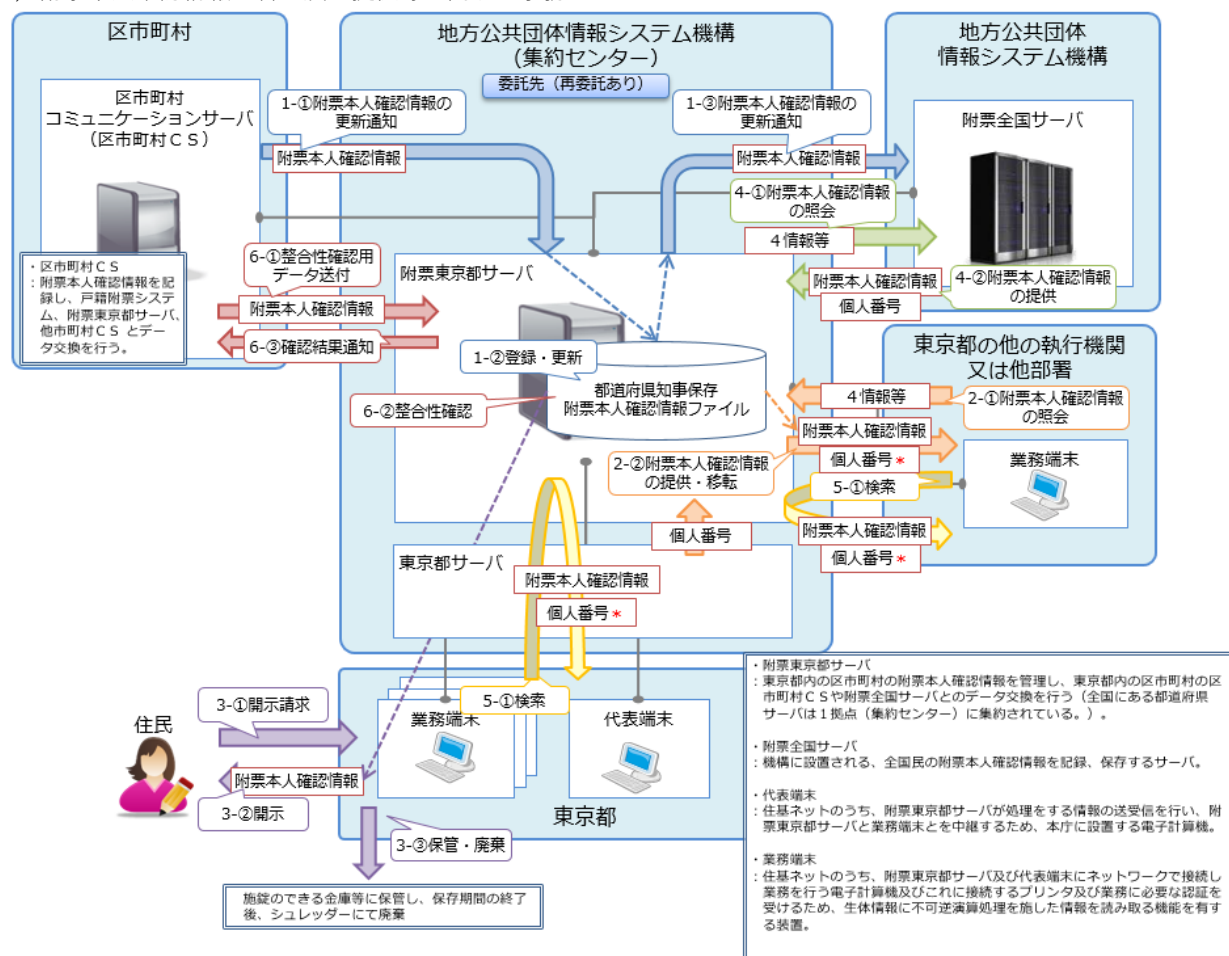
6-③. 東京都サーバより、区市町村C Sに対して整合性確認結果を通知する。

※東京都サーバのデータは、住民票の記載の修正後の本人確認情報は新たに記載の修正の通知を受けるまで、住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める期間（150年間）保管後、システムにて自動判別し、復元できないように消去される。

※電子記録媒体のデータは受け渡し又は利用が終了した場合、速やかに消去される。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

1-①.区市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、区市町村C Sを通じて附票東京都サーバに通知する。

1-②.附票東京都サーバにおいて、区市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。

1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 東京都の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①.東京都の他の執行機関又は他部署において、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、東京都の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提出・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※東京都の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、東京都知事（所管部署：総務局）において、附票東京都サーバの代表端末を操作し、媒体連携（注2）により行う。

（注1）東京都の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票東京都サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。

3-②.開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

3-③.施錠のできる金庫等に保管し、保存期間の終了後、シュレッダーにて廃棄する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-①.機構に対し、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。

4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

5-①.4 情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

6-①. 区市町村C Sより、附票東京都サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。

6-②. 附票東京都サーバにおいて、区市町村C Sより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③. 附票東京都サーバより、区市町村C Sに対して整合性確認結果を通知する。

※東京都サーバのデータは、住民票の記載の修正後の本人確認情報は新たに記載の修正の通知を受けるまで、住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める期間（150年間）保管後、システムにて自動判別し、復元できないように消去される。

※電子記録媒体のデータは受け渡し又は利用が終了した場合、速やかに消去される。